

県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 1
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 1

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 1
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（港湾課） 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（港湾課） 4

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項 6

その他

- 行政オンブズマンの運営状況の公表 11

告 示

沖縄県告示第357号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年 6 月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 名護市字饒平名掟原255番 1
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第358号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年 6 月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 本部町、名護市、金武町、うるま市、北中城村、豊見城市及び八重瀬町のそれぞれ一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成29年 2 月24日から同年 3 月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（修正測量）

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年6月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年3月15日
(2) 商号名 電信堂
(3) 代表者名 入波平信則
(4) 所在地 石垣市新栄町16番地6
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第12209号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年2月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年3月15日
(2) 商号名 有限会社金雅建設
(3) 代表者名 金城雅治
(4) 所在地 国頭村字辺土名225番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第10737号、許可(般-28)第10737号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年2月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年3月15日
(2) 商号名 ヘイワ工業
(3) 代表者名 宮城成吉
(4) 所在地 浦添市伊祖一丁目15番11号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12446号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年2月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年3月16日
(2) 商号名 與那嶺板金
(3) 代表者名 與那嶺親
(4) 所在地 西原町字兼久181番地5
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第11231号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年2月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成29年3月16日
(2) 商号名 東海工業
(3) 代表者名 田端景親
(4) 所在地 宜野座村字宜野座981番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第9470号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年2月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成29年3月23日
(2) 商号名 Y's クリエイション
(3) 代表者名 横田直也
(4) 所在地 うるま市字赤野1343番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12760号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年3月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 7(1) 処分をした年月日 平成29年3月23日
- (2) 商号名 第一アルミ建材
- (3) 代表者名 大見謝恒美
- (4) 所在地 八重瀬町字高良252番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12278号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年3月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年3月24日
- (2) 商号名 松電
- (3) 代表者名 松田貴啓
- (4) 所在地 名護市字山入端114番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13049号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年3月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成29年4月4日
- (2) 商号名 有限会社長崎建設
- (3) 代表者名 長崎健次
- (4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根873番地4
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第3544号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年2月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成29年4月4日
- (2) 商号名 有限会社アトミック
- (3) 代表者名 新城健人
- (4) 所在地 宜野湾市伊佐三丁目1番14号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第8914号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年2月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成29年6月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 油圧式オールテレーンクレーン 2台
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品又はこれと類似する物の製造及び納入に関し実績を有する者であること。
 - (3) 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申

請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県土木建築部港湾課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2395

(3) 申請書等の受付期間 平成29年6月30日（金曜日）から同年7月10日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年3月30日（金曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する油圧式オールテレーンクレーンに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成29年6月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 油圧式オールテレーンクレーン 2台

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 平成30年3月30日（金曜日）

(4) 納入の場所 南大東港（沖縄県南大東村）及び北大東港（沖縄県北大東村）

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 平成29年6月30日付け沖縄県公報定期第4556号登載の特定調達契約

- に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による油圧式オールテレーンクレーンに係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 平成29年6月30日(金曜日)から同年7月10日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県土木建築部港湾課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2395
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から平成29年7月10日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県土木建築部港湾課(3(2)の場所)
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成29年8月9日(水曜日)午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁舎11階土木建築部第2入札室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県土木建築部港湾課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。
- 8 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 9 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成29年7月10日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 10 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 11 契約保証金 契約締結の際は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合

12 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県土木建築部港湾課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2395

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

14 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成29年8月8日(火曜日)午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に郵送すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
All Terrain Crane (Hydraulic Type) 2 unit
- (2) TIME LIMIT AND DESIGNATED LOCATION OF DELIVERY
March 30, 2018 to the Minamidaito Port and Kitadaito Port, Okinawa, Japan
- (3) DATE AND TIME FOR BIDS
10:00 a.m. August 9, 2017
- (4) CONTACT POINT FOR THE NOTICE
Port&Harbar Division, Department Of Civil Engineering And Construction, Okinawa
Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan
Telephone 098-866-2395

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示29第3号

沖縄海区におけるウミガメの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年6月30日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 金城 明 律

(採捕の制限)

第1 沖縄海区において、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイ（以下「ウミガメ」という。）を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 養殖の用に供しようとする者
- (3) 漁業の目的で採捕しようとする者
- (4) その他特に必要と認められる者

(承認申請)

第2 ウミガメ採捕の承認を受けようとする者は、ウミガメ採捕承認申請書（第1の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第1号様式、第1の第3号に規定する者は第2号様式）を、委員会に提出しなければならない。

(承認の有効期間)

第3 承認の有効期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第1の第3号に規定する者 漁期（8月1日からその翌年の5月31日までをいう。以下同じ。）の

期間内

(2) 前号に規定する以外の者 1年以内

(捕獲頭数)

第4 沖縄海区における漁期中の捕獲割当頭数は、タイマイ28頭、アオウミガメ205頭、アカウミガメ6頭とする。ただし、第1の第1号及び第4号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合は、この限りでない。

(大きさの制限)

第5 第1の第2号又は第3号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合にあっては、腹甲長30センチメートルから60センチメートルの大きさのウミガメ以外を採捕してはならない。

(承認内容の変更)

第6 第1のただし書の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめウミガメ採捕承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認証の交付)

第7 委員会は、第1のただし書の規定若しくは第6の規定によりウミガメの採捕の承認をしたとき、又は第8の規定により申請があったときは、ウミガメ採捕承認証（第1の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第4号様式、第1の第3号に規定する者は第5号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

(承認証の再交付)

第8 承認を受けた者が、承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくウミガメ採捕承認証再交付申請書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の携帯)

第9 承認を受けた者が、ウミガメを採捕するときは、承認証を携帯しなければならない。

(廃止届書の提出)

第10 承認を受けた者が、ウミガメの採捕を廃止したときは、ウミガメ採捕廃止届書（第7号様式）に承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第11 承認を受けた者は、採捕承認期間終了日、承認頭数到達日又は採捕を廃止した日から1月以内に、ウミガメ採捕報告書（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法による報告)

第12 承認を受けた者は、第11の報告書の提出に代えて、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と採捕報告を行うものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により報告することができる。この場合において、当該方法により報告を行う者は、第11に規定する採捕報告書を提出したものとみなす。

(所持及び販売の禁止)

第13 何人も第1のただし書の承認を受けずに採捕されたウミガメ（当該ウミガメの剥製その他の標本を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

(用途変更)

第14 承認を受けた者が、採捕したウミガメを別の用途に供しようとするときは、あらかじめウミガメ採捕承認用途変更申請書（第9号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(指示の有効期間)

第15 この指示の有効期間は、平成29年7月1日から平成32年6月30日までとする。

(承認の追認)

第16 平成26年沖縄海区漁業調整委員会指示26第3号の指示に基づく承認は、その承認証に記載された期日まで本指示により承認を受けたものとみなす。

第1号様式（第2関係）

ウミガメ採捕承認申請書（試験研究、養殖、その他用）

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示29第3号に基づくウミガメの採捕の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 主な採捕の方法
- 5 採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名
- 6 使用する船舶
 - (1) 船名：
 - (2) 漁船登録番号：
 - (3) 総トン数：
 - (4) 所有者氏名：
- 7 用途
- 8 計画内容

第2号様式（第2関係）

ウミガメ採捕承認申請書（漁業用）

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示29第3号に基づくウミガメの採捕の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 主な採捕の方法
- 5 使用する船舶
 - (1) 船名：
 - (2) 漁船登録番号：
 - (3) 総トン数：
 - (4) 所有者氏名：
- 6 陸揚港

第3号様式（第6関係）

ウミガメ採捕承認内容変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示29第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、承認の内容を変更したいので下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号

- 2 変更理由
- 3 変更事項

項目	変更前	変更後

第4号様式（第7関係）

承認番号 沖調K第 号
ウミガメ採捕承認証 住所 氏名
<ul style="list-style-type: none"> 1 採捕するウミガメの種類及び数量 2 採捕区域 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名 5 使用する船舶 <ul style="list-style-type: none"> (1) 船名： (2) 漁船登録番号： (3) 総トン数： 6 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで 7 制限又は条件
年 月 日 沖縄海区漁業調整委員会 会長 印

第5号様式（第7関係）

承認番号 沖調K第 号
ウミガメ採捕承認証 住所 氏名
<ul style="list-style-type: none"> 1 採捕するウミガメの種類及び数量 2 採捕区域 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 使用する船舶 <ul style="list-style-type: none"> (1) 船名： (2) 漁船登録番号： (3) 総トン数： 5 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで 6 制限又は条件
年 月 日 沖縄海区漁業調整委員会 会長 印

第6号様式（第8関係）

ウミガメ採捕承認証再交付申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示29第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、下記の理由により承認証の再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 亡失又は毀損した年月日 年 月 日
- 3 亡失又は毀損した理由

第7号様式（第10関係）

ウミガメ採捕廃止届書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示29第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、ウミガメの採捕を廃止したので下記のとおり届け出ます。

記

- 1 承認番号
- 2 廃止年月日 年 月 日
- 3 廃止理由
- 4 添付書類 ウミガメ採捕承認証（別添）

第8号様式（第11関係）

ウミガメ採捕報告書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示29第3号に基づくウミガメの採捕の承認について、ウミガメの採捕状況を下記のとおり報告します。

記

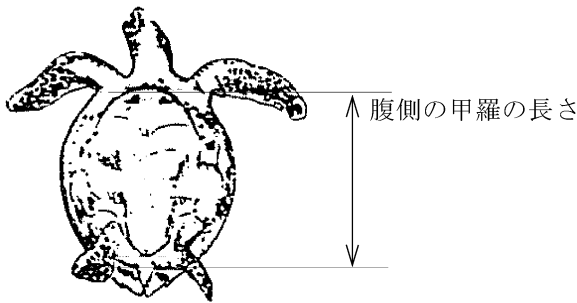
- 1 承認番号
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 主な採捕場所
- 4 主な採捕方法
- 5 採捕状況 別紙のとおり
(試験研究等の採捕については、試験研究結果報告書を添付すること。)

別紙（第8号様式関係）

ウミガメの採捕状況 氏名 ()

採捕日	ウミガメの種類	大きさ	重さ	用途	販売先	金額
月 日		cm	kg			円

- ① 大きさ欄には、腹側の甲羅の長さ（下図参照）を記入すること。
- ② 用途欄には、試験研究、食用、はく製、展示等を記入すること。
- ③ 販売先欄には、販売先の名称（漁協名、料理店名、施設名等）を記入すること。



第9号様式（第14関係）

ウミガメ採捕承認用途変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

印

沖縄海区漁業調整委員会指示29第3号第14に基づき、ウミガメの用途を変更したいので下記のとおり申請します。

記

- 1 用途 変更前 変更後
- 2 用途変更にかかるウミガメの承認番号 沖調K第 号
- 3 ウミガメの種類と頭数

そ の 他

沖縄県行政オンブズマン設置要綱（平成7年3月27日知事決裁）第18条の規定により、平成28年度における行政オンブズマンの運営状況を次のとおり公表する。

平成29年 6月30日

沖縄県行政オンブズマン 宮 城 嗣 宏
 沖縄県行政オンブズマン 當 間 重 美

第1 平成28年度苦情申立等の概要

1 苦情申立等受付状況

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの書面による苦情申立受付件数は、9件である。そのほか、窓口・電話等での苦情が150件、相談・要望等が98件、問合せ・資料請求が19件で、苦情申立等の件数は、合計276件となり、前年度の280件より4件減少している。

部局別には、土木建築部に係る苦情申立等が最も多く、次いで総務部、知事公室、子ども生活福祉

部、保健医療部の順となっている。

第1表 苦情申立等件数一覧

事項 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
苦情申立（書面）	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	3	9
窓口・電話等での苦情	12	9	15	8	12	14	19	16	17	8	9	11	150
相談・要望等	6	11	10	6	7	8	6	11	9	7	8	9	98
問合せ・資料請求	2	5	1	3	1	1	1	2	2	1	0	0	19
計	20	25	30	18	20	23	26	30	28	16	17	23	276

(2) 苦情申立（書面）受付件数を部局別にみると、土木建築部3件、環境部2件、総務部1件、子ども生活福祉部1件、保健医療部1件、農林水産部1件の合計9件となっている。

第2表 部局別苦情申立（書面）受付件数

部局 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
知事公室													
総務部								1					1
企画部													
環境部			1	1									2
子ども生活福祉部												1	1
保健医療部			1										1
農林水産部												1	1
商工労働部													
文化観光スポーツ部													
土木建築部			2									1	3
教育庁													
病院事業局													
計			4	1				1				3	9

(注) 1件の苦情について所管する部局が複数ある場合には、主な窓口となる部局に算入する。

2 苦情申立（書面）処理状況及び苦情内容

(1) 苦情申立（書面）処理状況

平成28年度は、前年度からの調査継続のものではなく、平成28年度に受け付けた9件のうち6件を処理した。

処理済みの内訳は、申立ての趣旨に沿ったもの1件、行政に不備がなかったもの3件、所管外のもの2件となっている。

なお、平成28年度受付のうち3件は、次年度へ調査継続となった。

第3表 苦情申立（書面）処理状況

処理区分	件数
1 申立人に結果通知したもの（苦情調査結果通知書送付）	4
(1) 申立ての趣旨に沿ったもの	(1)

ア 提言したもの	
イ 意見表明したもの	
(2) 行政に不備がなかったもの	(3)
2 所管外のもの	2
(1) 苦情を調査しない旨の通知書送付	(2)
(2) 移送	
3 その他のもの（苦情を調査しない旨の通知書送付）	0
(1) 申立人自身の利害を有しないもの	
(2) 苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているもの	
(3) 虚偽その他正当な理由がないもの	
(4) 調査することが適当でないもの	
4 調査を中止したもの	0
5 取り下げられたもの	0
処理済み合計	6
6 未処理分（次年度へ調査継続のもの）	3
総計	9

(2) 苦情申立ての内容及び処理結果

書面による苦情申立ての内容及び処理結果は、次のとおりである。なお、括弧書は、所管部局を示す。また、キからケまでの3件は、次年度へ調査継続となったため、件名及び趣旨のみを記載している。

ア 北部保健所職員の不適切な対応について（保健医療部）

〔趣旨〕 北部保健所職員の不適切な対応について、本人の謝罪並びに県の早急な対応及び適切な処分を求める。

〔結果〕 当職としては、当該職員及び所属班長が申立人等に対して謝罪し、当該職員に対して北部保健所長が速やかに厳重注意を行っていることから、本件苦情申立てに対し保健医療部は適切に対応しているものとする。

イ 中城村北中城村清掃組合に対する県の責務等について（環境部）

〔趣旨〕 中城村北中城村清掃組合に対する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく県の責務が果たされておらず、また、廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講じていない。

〔結果〕 県は当組合から溶融固定設備の稼働停止に当たり、焼却灰の委託処理、必要な手続等についての相談及び文書での質問について、灰溶融設備を休止し、灰を民間の廃棄物処理施設で処分することは可能である旨の回答を行っていることや、当組合が実施している処理方式は、県の技術的助言を踏まえて実施されていることを確認した。

当職としては、県は当組合に対して、法に基づき適正な処理が行われるよう、必要な指導及び技術的助言を行っているものと判断する。

ウ 龍譚線街路改良工事に伴う営業補償について（土木建築部）

〔趣旨〕 龍譚線街路改良工事に伴う駐車場の一時閉鎖について、営業上の損失補償を求める。

〔結果〕 当職としては、申立人の発券機リニューアル工事により駐車場の営業停止期間が発生していることから、営業補償の対象とならないとの土木建築部の意見は妥当であると考えられる。

- エ 北部土木事務所からの個人情報漏えいについて（土木建築部）
 [趣旨] 北部土木事務所から個人情報が漏えいしている。
 [結果] 本苦情は、沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例に関する事項であり、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第3条第3号の規定により所管外のため、調査しないこととした。
- オ 中城村北中城村清掃組合に対する県の責務について（環境部）
 [趣旨] 県は、中城村北中城村清掃組合に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく必要な措置を講じていない。
 [結果] 本件苦情は、すでに回答済みであり、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第11条第1項第1号に該当するため、調査しないこととした。
- カ 自動車税の一部還付について（総務部）
 [趣旨] 納付した自動車税のうち、所有権移転の翌月以降の分の還付を求める。
 [結果] 当職としては、地方税法（昭和25年法律第226号）において、自動車税は月割課税が原則ではあるものの、所有者の変更等があった場合には、4月1日時点の所有者に当該年度分が課税されることになっているので、申立人の主張は認められないものとする。
- キ 生活保護費の徴収について（子ども生活福祉部）
 [趣旨] 生活保護費の徴収は間違っているのでは是正を求める。
- ク 南部土木事務所職員の不適切な対応について（土木建築部）
 [趣旨] 南部土木事務所職員の不適切な対応について改善を求める。
- ケ 農地転用許可申請に伴う提出書類について（農林水産部）
 [趣旨] 農地転用許可申請に必要な書類の提出を求められている。

3 窓口・電話等での苦情・相談

苦情申立ては、文書によることとされているが、窓口・電話等での苦情・相談についても、できる限り対応している。

第2 提言及び意見表明

行政オンブズマンは、苦情調査の結果必要と認めるときは、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第15条の規定により、県の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう提言し、又は制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

平成28年度は、提言及び意見の表明はなかった。

第3 その他運営状況

1 関係機関との連携

県民の苦情や相談は、県の事務に限らず、市町村又は国の事務に関する場合も多く、これらの苦情等についても、市町村の相談窓口、総務省沖縄行政評価事務所等と連携を図りながら事務処理を行っている。

2 インターネットによる県民への情報提供

行政オンブズマンへ寄せられた県民からの苦情・相談内容等を県のホームページに掲載し、広く県民に情報を提供した。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---------------------------------------------	------------------------------------------